

障害福祉サービス費等の報酬算定構造 ~~(案)~~

平成24年度見直し案箇所 :

この資料は、現段階の案であり、今後の検討等により変更があり得るものである。

目次

居宅介護サービス費	1
重度訪問介護サービス費	2
同行援護サービス費	3
行動援護サービス費	4
療養介護サービス費	5
生活介護サービス費	6
経過的生活介護サービス費	7
短期入所サービス費	9
重度障害者等包括支援サービス費	10
共同生活介護サービス費	11
施設入所支援サービス費	12
経過的施設入所支援サービス費	13
機能訓練サービス費	15
生活訓練サービス費	16
宿泊型自立訓練サービス費	17
就労移行支援サービス費	18
就労移行支援（養成）サービス費	19
就労継続支援A型サービス費	20
就労継続支援B型サービス費	21
共同生活援助サービス費	22
計画相談支援給付費	23
障害児相談支援給付費	24
地域相談支援給付費（地域移行支援）	25
地域相談支援給付費（地域定着支援）	26
福祉型障害児入所施設給付費	27
医療型障害児入所施設給付費	29
児童発達支援給付費	30
医療型児童発達支援給付費	31
放課後等デイサービス給付費	32
保育所等訪問支援給付費	33

○居宅介護サービス費

基本部分		注 3級ヘルパー等により行われる場合	注 重度訪問介護研修修了者による場合	注 2人の居宅介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 居宅における身体介護	(1) 30分未満 (254単位)	×70/100	1時間未満(181単位) 1時間以上1時間30分未満(271単位) 1時間30分以上2時間未満(362単位)					1回につき100単位を加算	+人1日当たり100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)								
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位)								
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (667単位)								
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位)								
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位)								
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)								
ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)	(1) 30分未満 (254単位)	×70/100	2時間以上2時間30分未満(452単位) 2時間30分以上3時間未満(542単位) ※3時間以上(625単位に30分を増すごとに+83単位)		×200/100	夜間もしくは早朝の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ)+20/100 特定事業所加算(Ⅱ)+10/100 特定事業所加算(Ⅲ)+10/100	+15/100	
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)								
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位)								
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (667単位)								
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位)								
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位)								
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)								
ハ 家事援助	(1) 30分未満 (104単位)	×90/100	×90/100						
	(2) 30分以上45分未満 (151単位)								
	(3) 45分以上1時間未満 (195単位)								
	(34) 1時間以上1時間15分未満 (236単位)								
	(35) 1時間15分以上1時間30分未満 (273単位)								
	(46) 1時間30分以上 (308単位に15分を増すごとに+35単位)								
ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)	(1) 30分未満 (104単位)								
	(2) 30分以上1時間未満 (195単位)								
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (273単位)								
	(4) 1時間30分以上 (343単位に30分を増すごとに+70単位)								
ホ 通院等乗降介助 (100単位)									

初回加算 (1月につき200単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×123/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×123/1000×イの90/100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×123/1000×イの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×41/1000)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害 者等の場 合	注 障害程度 区分6に該 当する者 の場合	注 2人の重度 訪問介護従 業者による 場合	注 夜間もしくは早 朝の場合 又は深夜の場 合	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 喀痰吸引等 支援体制加 算
イ 1時間未満	(181単位)	+15/100	+7.5/ 100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所 加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所 加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所 加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき 100単位 を加算	+1日当 たり 100単位 を加算
ロ 1時間以上1時間30分未満	(271単位)								
ハ 1時間30分以上2時間未満	(362単位)								
ニ 2時間以上2時間30分未満	(452単位)								
ホ 2時間30分以上3時間未満	(542単位)								
ヘ 3時間以上3時間30分未満	(632単位)								
ト 3時間30分以上4時間未満	(723単位)								
チ 4時間以上8時間未満	(808単位に30分を増すごとに+85単位)								
リ 8時間以上12時間未満	(1,488単位に30分を増すごとに+85単位)								
ヌ 12時間以上16時間未満	(2,163単位に30分を増すごとに+80単位)								
ル 16時間以上20時間未満	(2,809単位に30分を増すごとに+86単位)								
ラ 20時間以上24時間未満	(3,491単位に30分を増すごとに+80単位)								
移動介護加算				×200/100					
イ 1時間未満	(100単位を加算)								
ロ 1時間以上1時間30分未満	(125単位を加算)								
ハ 1時間30分以上2時間未満	(150単位を加算)								
ニ 2時間以上2時間30分未満	(175単位を加算)								
ホ 2時間30分以上3時間未満	(200単位を加算)								
ヘ 3時間以上	(250単位を加算)								
初回加算	(1月につき200単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)								
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×78/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×78/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×78/1000×イの80/100)								
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×26/1000)								
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可							
		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可							

○同行援護サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
		3級ヘルパー等により行われる場合	2人の同行援護従業者による場合	夜間もしくは早朝の場合 又は深夜の場合	特定事業所加算	特別地域加算	緊急時対応加算(月2回を限度)	喀痰吸引等支援体制加算
イ 身体介護を伴う場合	(1) 30分未満 (254単位)	× 70/100	× 200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算	+1日当たり100単位を加算
	(2) 30分以上1時間未満 (402単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (584単位)							
	(4) 1時間30分以上2時間未満 (667単位)							
	(5) 2時間以上2時間30分未満 (750単位)							
	(6) 2時間30分以上3時間未満 (833単位)							
	(7) 3時間以上 (916単位に30分を増すごとに+83単位)							
ロ 身体介護を伴わない場合	(1) 30分未満 (105単位)	× 90/100						
	(2) 30分以上1時間未満 (197単位)							
	(3) 1時間以上1時間30分未満 (276単位)							
	(4) 1時間30分以上 (346単位に30分を増すごとに+70単位)							
初回加算 (1月につき200単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)								
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 123/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可						
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 123/1000 × イの90/100)							
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 123/1000 × イの80/100)							
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき + 所定単位 × 41/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可						

○行動援護サービス費

基本部分		注 従事者の要件が基準に満たない場合	注 2人の行動援護従事者による場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 30分未満	(251単位)	× 70 / 100	× 200 / 100	特定事業所加算(I) +20 / 100 特定事業所加算(II) +10 / 100 特定事業所加算(III) +10 / 100	+15 / 100	1回につき100単位を加算	+1人1日当たり100単位を加算
ロ 30分以上1時間未満	(398単位)						
ハ 1時間以上1時間30分未満	(579単位)						
ニ 1時間30分以上2時間未満	(726単位)						
ホ 2時間以上2時間30分未満	(872単位)						
ヘ 2時間30分以上3時間未満	(1,019単位)						
ト 3時間以上3時間30分未満	(1,166単位)						
チ 3時間30分以上4時間未満	(1,313単位)						
リ 4時間以上4時間30分未満	(1,460単位)						
ヌ 4時間30分以上5時間未満	(1,607単位)						
ル 5時間以上5時間30分未満	(1,753単位)						
ヲ 5時間30分以上6時間未満	(1,900単位)						
ワ 6時間以上6時間30分未満	(2,047単位)						
カ 6時間30分以上7時間未満	(2,194単位)						
コ 7時間以上7時間30分未満	(2,341単位)						
ク 7時間30分以上	(2,487単位)						
初回加算 (1月につき200単位を加算)							
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき150単位を加算)							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき + 所定単位 × 103 / 1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき + 所定単位 × 103 / 1000 × イの90 / 100)						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき + 所定単位 × 103 / 1000 × イの80 / 100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき + 所定単位 × 34 / 1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					

○療養介護サービス費

基本部分			注	注		
			地方公共団体が設置する指定療養介護事業所の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	療養介護計画が作成されない場合
イ 療養介護サービス費	(1)療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (896単位)	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100
		(二) 定員41人以上60人以下 (877単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (861単位)				
		(四) 定員81人以上 (850単位)				
	(2)療養介護サービス費(Ⅱ)	(一) 定員40人以下 (653単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (623単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (599単位)				
		(四) 定員81人以上 (586単位)				
	(3)療養介護サービス費(Ⅲ)	(一) 定員40人以下 (516単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (491単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (480単位)				
		(四) 定員81人以上 (472単位)				
	(4)療養介護サービス費(Ⅳ)	(一) 定員40人以下 (413単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (381単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (368単位)				
		(四) 定員81人以上 (359単位)				
	(5)療養介護サービス費(Ⅴ)	(一) 定員40人以下 (413単位)				
		(二) 定員41人以上60人以下 (381単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (368単位)				
		(四) 定員81人以上 (359単位)				
ロ 経過的療養介護サービス費	(1)経過的療養介護サービス費(Ⅰ)	(一) 定員40人以下 (867単位)	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100
		(二) 定員41人以上60人以下 (867単位)				
		(三) 定員61人以上80人以下 (861単位)				
		(四) 定員81人以上 (850単位)				
	(2)経過的療養介護サービス費(Ⅱ)	(586単位)				
地域移行加算 (入院中1回、退院後1回を限度として、500単位を加算)						
福祉専門職員配置等加算			イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき7単位を加算)			
			ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき4単位を加算)			
人員配置体制加算	イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (1.7:1)	(1) 定員61人以上80人以下 (1日につき6単位を加算)	× 965 / 1000			
		(2) 定員81人以上 (1日につき17単位を加算)				
	ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (2.5:1)	(1) 定員40人以下 (1日につき170単位を加算)				
		(2) 定員41人以上60人以下 (1日につき200単位を加算)				
			(3) 定員61人以上80人以下 (1日につき224単位を加算)			
			(4) 定員81人以上 (1日につき237単位を加算)			
障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算 (1日につき300単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 14 / 1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可			
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 14 / 1000 × イの90 / 100)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 14 / 1000 × イの80 / 100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき + 所定単位 × 5 / 1000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可			

○生活介護サービス費

基本部分		注												
		地方公共団体が設置する指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	生活介護計画等が作成されない場合	開所時間減算	定員81人以上の事業所の場合							
イ 生活介護サービス費	(一)定員20人以下	(1) 区分6 (1,288単位)	× 965 / 1000	× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 80 / 100							
		(2) 区分5 (973単位)												
		(3) 区分4 (697単位)												
		(4) 区分3 (629単位)												
		(5) 区分2以下 (578単位)												
	(二)定員21人以上40人以下	(1) 区分6 (1,160単位)												
		(2) 区分5 (876単位)												
		(3) 区分4 (627単位)												
		(4) 区分3 (567単位)												
		(5) 区分2以下 (520単位)												
	(三)定員41人以上60人以下	(1) 区分6 (1,128単位)												
		(2) 区分5 (847単位)												
		(3) 区分4 (599単位)												
		(4) 区分3 (533単位)												
		(5) 区分2以下 (490単位)												
	(四)定員61人以上80人以下	(1) 区分6 (1,081単位)												
		(2) 区分5 (818単位)												
		(3) 区分4 (584単位)												
		(4) 区分3 (528単位)												
		(5) 区分2以下 (477単位)												
(五)定員81人以上	(1) 区分6 (1,067単位)							× 991 / 1000						
	(2) 区分5 (804単位)													
	(3) 区分4 (571単位)													
	(4) 区分3 (513単位)													
	(5) 区分2以下 (462単位)													
ロ 基準該当生活介護サービス費									(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ) (722単位)					
									(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ) (876単位)					
ハ 経過的生活介護サービス費									(別表のとおり)					

人員配置体制加算		イ 人員配置体制加算(Ⅰ)		ロ 人員配置体制加算(Ⅱ)		ハ 人員配置体制加算(Ⅲ)	
人員配置体制加算	(1. 7:1)	(一)定員20人以下 (1日につき265単位を加算)	× 965 / 1000	平成24年4月1日 ～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日 ～ 平成26年3月31日	265単位	265単位
		(二)定員21人以上60人以下 (1日につき212単位を加算)				239単位	225単位
		(三)定員61人以上 (1日につき197単位を加算)				221単位	209単位
	(2. 1)	(一)定員20人以下 (1日につき181単位を加算)				181単位	181単位
		(二)定員21人以上60人以下 (1日につき136単位を加算)				154単位	145単位
		(三)定員61人以上 (1日につき125単位を加算)				141単位	133単位
	(2. 5:1)	(一)定員20人以下 (1日につき51単位を加算)				51単位	51単位
		(二)定員21人以上60人以下 (1日につき38単位を加算)				43単位	41単位
		(三)定員61人以上 (1日につき33単位を加算)				37単位	35単位

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき6単位を加算)
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき41単位を加算)
初期加算	(1日につき30単位を加算)
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき187単位を加算) (2)1時間以上 (1回につき280単位を加算)
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1日につき94単位を加算)
リハビリテーション加算	(1日につき20単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)
食事提供体制加算	(1日につき42単位を加算)
延長支援加算	(1)1時間未満 (1日につき61単位を加算) (2)1時間以上 (1日につき92単位を加算)
送迎加算	(片道につき27単位を加算)

注 一定の条件を満たす場合 +14単位

障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算 (1日につき300単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×17/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×28/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの80/100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000×イの90/100)	
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×17/1000×イの80/100)	

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×6/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)
--------------------------------------	---

ハ 経過的生活介護サービス費

(別表)

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	幼児加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護師を配置している場合(1日につき)	
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設	(686単位)		+139単位	+46単位					+96単位	+133単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(582単位)		+139単位	+139単位					+96単位	+133単位	
	(3)定員11人以上20人以下	(二)当該施設が主たる施設	(1,344単位)										
		(三)当該施設が単独施設	(686単位)										
		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(504単位)			+70単位	+69単位					+48単位	+66単位
	(4)定員21人以上30人以下	(二)当該施設が主たる施設	(884単位)										
		(三)当該施設が単独施設	(686単位)										
		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(504単位)			+46単位	+46単位					+32単位	+44単位
	(5)定員31人以上40人以下	(二)当該施設が主たる施設	(576単位)			+46単位	+46単位					+24単位	+36単位
		(三)当該施設が単独施設	(686単位)										
		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(518単位)			+27単位	+27単位					+19単位	+26単位
	(6)定員41人以上50人以下	(二)当該施設が主たる施設	(502単位)			+23単位	+24単位					+16単位	+24単位
		(三)当該施設が単独施設	(485単位)			+20単位	+22単位					+14単位	+22単位
		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(468単位)			+17単位	+19単位					+12単位	+19単位
	(7)定員51人以上60人以下	(二)当該施設が主たる施設	(452単位)			+15単位	+16単位					+10単位	+16単位
		(三)当該施設が単独施設	(434単位)			+13単位	+13単位					+9単位	+13単位
		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(432単位)			+12単位	+12単位					+8単位	+12単位
	(8)定員61人以上70人以下	(二)当該施設が主たる施設	(431単位)			+11単位	+11単位					+8単位	+11単位
		(三)当該施設が単独施設	(430単位)			+10単位	+10単位					+8単位	+10単位
		(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(428単位)			+9単位	+9単位					+7単位	+9単位
(9)定員71人以上80人以下	(二)当該施設が主たる施設	(426単位)			+8単位	+8単位					+7単位	+8単位	
	(三)当該施設が単独施設	(422単位)			+8単位	+8単位					+6単位	+8単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(419単位)			+8単位	+8単位					+6単位	+8単位	
(10)定員81人以上90人以下	(二)当該施設が主たる施設	(416単位)			+8単位	+8単位					+6単位	+7単位	
	(三)当該施設が単独施設	(414単位)			+7単位	+8単位					+5単位	+7単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(411単位)			+7単位	+8単位					+5単位	+6単位	
(11)定員91人以上100人以下	(二)当該施設が主たる施設	(682単位)			+46単位	+46単位					+24単位		
	(三)当該施設が単独施設	(628単位)			+35単位	+37単位					+24単位		
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(603単位)			+27単位	+27単位					+19単位		
(12)定員101人以上110人以下	(二)当該施設が主たる施設	(579単位)			+23単位	+24単位					+16単位		
	(三)当該施設が単独施設	(554単位)			+20単位	+22単位					+14単位		
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(528単位)			+17単位	+19単位					+12単位		
(13)定員111人以上120人以下	(二)当該施設が主たる施設	(829単位)			+139単位	+278単位					+96単位	+133単位	
	(三)当該施設が単独施設	(629単位)			+139単位	+46単位					+96単位	+133単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(565単位)			+139単位	+139単位					+96単位	+133単位	
(14)定員121人以上130人以下	(二)当該施設が主たる施設	(629単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(629単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(1,337単位)											
(15)定員131人以上140人以下	(二)当該施設が主たる施設	(629単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(469単位)			+70単位	+92単位					+48単位	+66単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(469単位)											
(16)定員141人以上150人以下	(二)当該施設が主たる施設	(984単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(629単位)			+70単位	+69単位					+48単位	+66単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(430単位)											
(17)定員151人以上160人以下	(二)当該施設が主たる施設	(816単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(629単位)			+46単位	+55単位					+32単位	+44単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(401単位)			+46単位	+46単位					+32単位	+44単位	
(18)定員161人以上170人以下	(二)当該施設が主たる施設	(745単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(629単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(374単位)											
(19)定員171人以上180人以下	(二)当該施設が主たる施設	(629単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(629単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(559単位)			+35単位	+37単位					+24単位	+36単位	
(20)定員181人以上190人以下	(二)当該施設が主たる施設	(559単位)			+35単位	+37単位					+24単位	+36単位	
	(三)当該施設が単独施設	(517単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(517単位)			+27単位	+27単位					+19単位	+26単位	
(21)定員191人以上	(二)当該施設が主たる施設	(459単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(459単位)			+23単位	+24単位					+16単位	+24単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(446単位)			+20単位	+22単位					+14単位	+22単位	
(22)定員21人以上25人以下	(二)当該施設が主たる施設	(431単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(431単位)			+17単位	+19単位					+12単位	+19単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(417単位)			+15単位	+16単位					+10単位	+16単位	
(23)定員26人以上30人以下	(二)当該施設が主たる施設	(417単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(403単位)			+13単位	+13単位					+9単位	+13単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(388単位)											
(24)定員31人以上35人以下	(二)当該施設が主たる施設	(388単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(829単位)			+139単位	+278単位					+96単位	+133単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(625単位)			+139単位	+46単位					+96単位	+133単位	
(25)定員36人以上40人以下	(二)当該施設が主たる施設	(583単位)			+139単位	+139単位					+96単位	+133単位	
	(三)当該施設が単独施設	(625単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(583単位)			+139単位	+139単位					+96単位	+133単位	
(26)定員41人以上50人以下	(二)当該施設が主たる施設	(1,327単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(625単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(470単位)											
(27)定員46人以上50人以下	(二)当該施設が主たる施設	(978単位)			+70単位	+92単位					+48単位	+66単位	
	(三)当該施設が単独施設	(625単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(432単位)											
(28)定員51人以上60人以下	(二)当該施設が主たる施設	(814単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(625単位)			+70単位	+69単位					+48単位	+66単位	
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(399単位)											
(29)定員61人以上70人以下	(二)当該施設が主たる施設	(703単位)			+46単位	+55単位					+32単位	+44単位	
	(三)当該施設が単独施設	(625単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(377単位)											
(30)定員71人以上80人以下	(二)当該施設が主たる施設	(625単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(625単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(625単位)											
(31)定員81人以上90人以下	(二)当該施設が主たる施設	(556単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(556単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(514単位)											
(32)定員91人以上100人以下	(二)当該施設が主たる施設	(514単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(514単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(456単位)											
(33)定員101人以上110人以下	(二)当該施設が主たる施設	(456単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(443単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(443単位)											
(34)定員111人以上120人以下	(二)当該施設が主たる施設	(430単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(430単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(415単位)											
(35)定員121人以上130人以下	(二)当該施設が主たる施設	(415単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(415単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(401単位)											
(36)定員131人以上140人以下	(二)当該施設が主たる施設	(401単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(401単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(387単位)											
(37)定員141人以上150人以下	(二)当該施設が主たる施設	(387単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(663単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(663単位)											
(38)定員151人以上160人以下	(二)当該施設が主たる施設	(654単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(643単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(631単位)											
(39)定員161人以上170人以下	(二)当該施設が主たる施設	(631単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(631単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(631単位)											
(40)定員171人以上180人以下	(二)当該施設が主たる施設	(631単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(631単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(631単位)											
(41)定員181人以上190人以下	(二)当該施設が主たる施設	(631単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(631単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(631単位)											
(42)定員191人以上	(二)当該施設が主たる施設	(631単位)											
	(三)当該施設が単独施設	(631単位)											
	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設	(631単位)											
ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下				+27単位						+19単位		
	(2)定員51人以上60人以下				+23単位						+16単位		
	(3)定員61人以上70人以下				+20単位						+14単位		
	(4)定員												

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (301単位)	×965/1000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位数を算定
		(2)定員61人以上90人以下 (271単位)		
		(3)定員91人以上 (237単位)		
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (180単位)		
		(2)定員61人以上90人以下 (162単位)		
		(3)定員91人以上 (141単位)		

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 317単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 421単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 527単位を加算)
	ロ 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,055単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき7単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき4単位を加算)

地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、470単位を加算)
--------	------------------------------

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 25単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 21単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 17単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 14単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 12単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき 5単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 14単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき 3単位を加算)

栄養マネジメント加算	(1日につき9単位を加算)
------------	---------------

小規模グループケア加算	(1日につき 226単位を加算)
-------------	------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位数×25/1000×94/100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位数×25/1000×94/100×イの90/100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位数×25/1000×94/100×イの80/100)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位数×8/1000×94/100)
-----------------	------------------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○短期入所サービス費

基本部分		
イ 福祉型短期入所サービス費	(1)福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	(一) 区分6 (882単位)
		(二) 区分5 (750単位)
		(三) 区分4 (619単位)
		(四) 区分3 (557単位)
		(五) 区分1・2 (486単位)
	(2)福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	(一) 区分6 (576単位)
		(二) 区分5 (504単位)
		(三) 区分4 (304単位)
		(四) 区分3 (229単位)
		(五) 区分1・2 (164単位)
	(3)福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	(一) 区分3 (750単位)
		(二) 区分2 (588単位)
(三) 区分1 (486単位)		
(4)福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	(一) 区分3 (504単位)	
	(二) 区分2 (266単位)	
	(三) 区分1 (164単位)	
ロ 医療型短期入所サービス費	(1)医療型短期入所サービス費(Ⅰ) (2,579単位)	
	(2)医療型短期入所サービス費(Ⅱ) (2,380単位)	
	(3)医療型短期入所サービス費(Ⅲ) (1,388単位)	
ハ 医療型特定短期入所サービス費	(1)医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) (2,460単位)	
	(2)医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ) (2,251単位)	
	(3)医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ) (1,289単位)	
	(4)医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ) (1,719単位)	
	(5)医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ) (1,587単位)	
	(6)医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ) (925単位)	
ニ 基準該当短期入所サービス費	(1)基準該当短期入所サービス費(Ⅰ) (750単位)	
	(2)基準該当短期入所サービス費(Ⅱ) (229単位)	

短期利用加算	(1日につき 30単位を加算)
重度障害者支援加算	(1日につき 50単位を加算)
単独型加算	(1日につき 320単位を加算)
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
食事提供体制加算	(1日につき 68単位を加算)
特別重度支援加算	イ 特別重度支援加算(Ⅰ) (1日につき 388単位を加算)
	ロ 特別重度支援加算(Ⅱ) (1日につき 120単位を加算)
緊急短期入所体制確保加算	(1日につき 40単位を加算)
緊急短期入所受入加算	イ 緊急短期入所受入加算(Ⅰ) (1日につき 60単位を加算)
	ロ 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) (1日につき 90単位を加算)
送迎加算	(片道につき 186単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×28/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×28/1000×Ⅰの90/100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×28/1000×Ⅰの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×9/1000)
-----------------	-----------------------

注	
利用者の数が利用定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合
×70/100	×70/100

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
注3 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×69/1000×Ⅰの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×69/1000×Ⅰの80/100)
注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×23/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000×Ⅰの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000×Ⅰの80/100)
注5 単独型事業所でない指定共同生活介護事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×30/1000×Ⅰの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×30/1000×Ⅰの80/100)
注6 単独型事業所において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×17/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000×Ⅰの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×17/1000×Ⅰの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
注3 単独型事業所でない指定共同生活援助事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×23/1000)
注4 単独型事業所でない指定宿泊型自立訓練事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×8/1000)
注5 単独型事業所でない指定共同生活介護事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×10/1000)
注6 単独型事業所において行った場合 (1月につき +所定単位×6/1000)

○重度障害者等包括支援サービス費

基本部分

イ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超える場合
ロ 実績単位数が支給決定単位数の100分の95を超えない場合

基本部分		注 2人の居宅介護 従業者による場 合	注 夜間もしくは早朝 の場合 又は深夜の場合	注 特別地域加算	注 喀痰吸引等支 援体制加算 ※居宅介護、重度訪問介 護、行動援護、同行援護の み対象
イ(1)居宅介護、 重度訪問介護、同 行援護、行動援護、 生活介護、自立訓 練、就労移行支援、 就労継続支援(1日 につき12時間を超 えない範囲)	4時間につき (793単位)	× 200 / 100	夜間もしくは 早朝の場合 + 25 / 100 深夜の場合 + 50 / 100	+ 15 / 100	+ 1 日当たり 100単位 を加算
イ(2)居宅介護、 重度訪問介護、同 行援護、行動援護、 生活介護、自立訓 練、就労移行支援、 就労継続支援(1日 につき12時間を超 える範囲)	4時間につき (773単位)				
ロ 短期入所	1日につき (882単位)				
ハ 共同生活介護	1日につき (951単位)				

福祉・介護職員処 遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000 × イの 90 / 100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき + 所定単位 × 10 / 1000 × イの 80 / 100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき + 所定単位 × 3 / 1000)
--

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○共同生活介護サービス費

基本部分		注	注				
		大規模住居等減算	世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合				
			共同生活介護計画が作成されていない場合				
イ 共同生活介護サービス費(Ⅰ)	(1) 区分6 (639単位) (2) 区分5 (523単位) (3) 区分4 (445単位) (4) 区分3 (379単位) (5) 区分2 (291単位)	入居定員が8人以上 ×95/100 入居定員が21人以上 ×93/100 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員の合計数が21人以上 ×95/100	×70/100				
(4:1)							
ロ 共同生活介護サービス費(Ⅱ)	(1) 区分6 (589単位) (2) 区分5 (473単位) (3) 区分4 (394単位) (4) 区分3 (329単位) (5) 区分2 (241単位)			×95/100			
(5:1)							
ハ 共同生活介護サービス費(Ⅲ)	(1) 区分6 (556単位) (2) 区分5 (440単位) (3) 区分4 (362単位) (4) 区分3 (296単位) (5) 区分2 (208単位)				×95/100		
(6:1)							
ニ 共同生活介護サービス費(Ⅳ)	(1) 区分6 (669単位) (2) 区分5 (553単位) (3) 区分4 (475単位) (4) 区分3 (409単位) (5) 区分2 (321単位)					×95/100	
(体験利用)							
ホ 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費	(140単位)						
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合(特例)							
世話人配置4:1の場合	(1) 区分6 (430単位) (2) 区分5 (384単位) (3) 区分4 (353単位)						
世話人配置5:1の場合	(1) 区分6 (379単位) (2) 区分5 (334単位) (3) 区分4 (302単位)						
世話人配置6:1の場合	(1) 区分6 (347単位) (2) 区分5 (301単位) (3) 区分4 (269単位)						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき7単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき4単位を加算)						
夜間支援体制加算	イ 夜間支援体制加算(Ⅰ) (1) 夜間支援対象利用者4人以下 (2) 夜間支援対象利用者5人 (3) 夜間支援対象利用者6人 (4) 夜間支援対象利用者7人 (5) 夜間支援対象利用者8人~10人 (6) 夜間支援対象利用者11人~13人 (7) 夜間支援対象利用者14人~16人 (8) 夜間支援対象利用者17人~20人 (9) 夜間支援対象利用者21人以上30人以下 ロ 夜間支援体制加算(Ⅱ)	(一) 区分5、6 (1日につき314単位を加算) (二) 区分4 (1日につき164単位を加算) (三) 区分2、3 (1日につき107単位を加算) (一) 区分5、6 (1日につき273単位を加算) (二) 区分4 (1日につき137単位を加算) (三) 区分2、3 (1日につき98単位を加算) (一) 区分5、6 (1日につき238単位を加算) (二) 区分4 (1日につき119単位を加算) (三) 区分2、3 (1日につき89単位を加算) (一) 区分5、6 (1日につき216単位を加算) (二) 区分4 (1日につき99単位を加算) (三) 区分2、3 (1日につき75単位を加算) (一) 区分5、6 (1日につき171単位を加算) (二) 区分4 (1日につき81単位を加算) (三) 区分2、3 (1日につき59単位を加算) (一) 区分5、6 (1日につき115単位を加算) (二) 区分4 (1日につき52単位を加算) (三) 区分2、3 (1日につき37単位を加算) (一) 区分5、6 (1日につき100単位を加算) (二) 区分4 (1日につき37単位を加算) (三) 区分2、3 (1日につき23単位を加算) (一) 区分5、6 (1日につき89単位を加算) (二) 区分4 (1日につき26単位を加算) (三) 区分2、3 (1日につき14単位を加算) (一) 区分5、6 (1日につき78単位を加算) (二) 区分4 (1日につき15単位を加算) (三) 区分2、3 (1日につき5単位を加算)					
重度障害者支援加算	(1日につき45単位を加算)						
日中支援加算	イ 区分4、5、6 (1日につき539単位を加算) ロ 区分2、3 (1日につき270単位を加算)						
自立生活支援加算	(支援を行った日から180日を限度として、1日につき14単位を加算)						
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき1,122単位を加算)						
帰宅時支援特別加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき374単位を加算)						
長期入院時支援特別加算	イ ロ以外 (1日につき122単位を加算) ロ 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合 (1日につき76単位を加算)						
長期帰宅時支援特別加算	イ ロ以外 (1日につき40単位を加算) ロ 経過的居宅介護利用型指定共同生活介護利用者の場合 (1日につき25単位を加算)						
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき100単位を加算)						
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき670単位を加算)						
通勤者生活支援加算	(1日につき18単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×30/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×30/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×30/1000×イの80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×10/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					

○施設入所支援サービス費

基本部分		注		注							
		地方公共団体が設置する指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員の員数が基準に満たない場合	施設障害福祉サービス計画が作成されていない場合	配置されている栄養士が非常勤の場合	栄養士が配置されていない場合				
イ 定員40人以下	(1) 区分6 (447単位) (2) 区分5 (376単位) (3) 区分4 (304単位) (4) 区分3 (229単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (165単位)	× 965/1000	× 70/100	× 95/100	× 95/100	1日につき12単位を減算	1日につき27単位を減算				
ロ 定員41人以上60人以下	(1) 区分6 (352単位) (2) 区分5 (293単位) (3) 区分4 (232単位) (4) 区分3 (182単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (144単位)					1日につき10単位を減算	1日につき22単位を減算				
ハ 定員61人以上80人以下	(1) 区分6 (291単位) (2) 区分5 (244単位) (3) 区分4 (195単位) (4) 区分3 (159単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (130単位)					1日につき7単位を減算	1日につき15単位を減算				
ニ 定員81人以上	(1) 区分6 (265単位) (2) 区分5 (220単位) (3) 区分4 (175単位) (4) 区分3 (144単位) (5) 区分2以下(未判定の者を含む) (123単位)					1日につき6単位を減算	1日につき12単位を減算				
ホ 経過施設入所支援サービス費	(別表のとおり)										
夜勤職員配置体制加算	(1) 定員21人以上定員40人以下 (1日につき49単位を加算) (2) 定員41人以上60人以下 (1日につき41単位を加算) (3) 定員61人以上 (1日につき36単位を加算)					× 965/1000					
重度障害者支援加算	イ 重度障害者支援加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ) (1) 人員配置 1.7:1以上 (一) 区分6 (1日につき10単位を加算) (二) 区分5 (1日につき198単位を加算) (三) 区分4 (1日につき440単位を加算) (四) 区分3 (1日につき538単位を加算) (2) 人員配置 2:1以上 (一) 区分6 (1日につき20単位を加算) (二) 区分5 (1日につき255単位を加算) (三) 区分4 (1日につき496単位を加算) (四) 区分3 (1日につき594単位を加算) (3) 人員配置 2.5:1以上 (一) 区分6 (1日につき78単位を加算) (二) 区分5 (1日につき343単位を加算) (三) 区分4 (1日につき585単位を加算) (四) 区分3 (1日につき683単位を加算) (4) 上記(1)～(3)以外の場合 (一) 区分6 (1日につき130単位を加算) (二) 区分5 (1日につき395単位を加算) (三) 区分4 (1日につき637単位を加算) (四) 区分3 (1日につき735単位を加算)					注 一定の条件を満たす場合 +22単位 注: 加算の算定を開始した日から起算して90日以内 +700単位					
夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)										
入所時特別支援加算	(入所日から30日を限度として、1日につき30単位を加算)										
入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ) (1) 定員60人以下 (1日につき320単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき272単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき247単位を加算) ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ) (1) 定員60人以下 (1日につき191単位を加算) (2) 定員61人以上80人以下 (1日につき162単位を加算) (3) 定員81人以上 (1日につき147単位を加算)					× 965/1000	8日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定 8日を超えた日から82日を限度として、所定単位数に代えて1日につき、左記のとおり単位を算定				
入院時支援特別加算(月1回を限度)	(1) 8日を超える入院期間が4日未満 (1回につき561単位を加算) (2) 8日を超える入院期間が4日以上 (1回につき1,122単位を加算)										
地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)										
地域生活移行個別支援特別加算	イ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ) (1日につき12単位を加算) ロ 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ) (1日につき306単位を加算)										
栄養マネジメント加算	(1日につき10単位を加算)										
経口移行加算	(1日につき28単位を加算)										
経口維持加算	イ 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき28単位を加算) ロ 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき5単位を加算)										
療養食加算	(1日につき23単位を加算)										
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×28/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの80/100)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可									
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×9/1000)	注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可									

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (102単位)
		(2)定員61人以上90人以下 (92単位)
		(3)定員91人以上 (81単位)
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (61単位)
		(2)定員61人以上90人以下 (55単位)
		(3)定員91人以上 (48単位)

×965/1000

入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 108単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 143単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 180単位を加算)
	ロ 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 359単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき2単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき1単位を加算)

地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、160単位を加算)
--------	------------------------------

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき 2単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき 2単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき 2単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき 2単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき 2単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき 2単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき 2単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 2単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき 2単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき 2単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき 2単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき 2単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき 1単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき 1単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき 1単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき 1単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき 1単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき 1単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき 1単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき 1単位を加算)

栄養マネジメント加算	(1日につき3単位を加算)
------------	---------------

小規模グループケア加算	(1日につき 77単位を加算)
-------------	-----------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×25/1000×32/100)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×25/1000×32/100×イの90/100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×25/1000×32/100×イの80/100)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1000×32/100)
-----------------	-----------------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○機能訓練サービス費

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護職員、理学療法士若しくは作業療法士、生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 自立訓練(機能訓練)計画等が作成されていない場合 標準利用期間超過減算			
イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (778単位) (2) 定員21人以上40人以下 (695単位) (3) 定員41人以上60人以下 (661単位) (4) 定員61人以上80人以下 (633単位) (5) 定員81人以上 (596単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100
ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (251単位) (2) 1時間以上 (579単位) (3) 視覚障害者に対する専門的訓練 (744単位)					
ハ 基準該当機能訓練サービス費	(778単位)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)					
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1日につき 94単位を加算)					
リハビリテーション加算	(1日につき 20単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)					
送迎加算	(片道につき 27単位を加算)					
障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算	(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×23/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000×イの80/100)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×28/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの80/100)				
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき+所定単位×8/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)				

○生活訓練サービス費

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算
イ 生活訓練サービス費(Ⅰ)	(1) 定員20人以下 (742単位) (2) 定員21人以上40人以下 (662単位) (3) 定員41人以上60人以下 (629単位) (4) 定員61人以上80人以下 (604単位) (5) 定員81人以上 (567単位)	× 965/1000	× 70/100	× 70/100	× 95/100	× 95/100
ロ 生活訓練サービス費(Ⅱ)	(1) 1時間未満 (251単位) (2) 1時間以上 (579単位)					
ホ 基準該当生活訓練サービス費	(742単位)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)					
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1日につき 94単位を加算)					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)					
短期滞在加算	イ 短期滞在加算(Ⅰ) (1日につき 180単位を加算) ロ 短期滞在加算(Ⅱ) (1日につき 115単位を加算)					
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき 180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき 115単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	イ 食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき 68単位を加算) ロ 食事提供体制加算(Ⅱ) (1日につき 42単位を加算)					
看護職員配置加算(Ⅰ)	(1日につき 18単位を加算)					
送迎加算	(片道につき 27単位を加算)					
障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算	(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×23/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000×イの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1000)					

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
 注3 指定障害者支援施設において行った場合
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×28/1000)
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの90/100)
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

○宿泊型自立訓練サービス費

基本部分		注		
		利用者の数が利用定員を超える場合	生活支援員、地域移行支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 又は	自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合
ハ 生活訓練サービス費(Ⅲ)	(1) 利用期間が2年以内の場合 (267単位) (2) 利用期間が2年を超える場合 (160単位)	× 70/100	× 70/100	× 95/100
ニ 生活訓練サービス費(Ⅳ)	(1) 利用期間が3年以内の場合 (267単位) (2) 利用期間が3年を超える場合 (160単位)			
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 7単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)			
地域移行支援体制強化加算 (1日につき 55単位を加算)				
初期加算 (利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)				
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)			
日中支援加算 (1日につき 270単位を加算)				
通勤者生活支援加算 (1日につき 18単位を加算)				
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)			
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 374単位を加算)			
長期入院時支援特別加算 (1日につき 76単位を加算)				
長期帰宅時支援加算 (1日につき 25単位を加算)				
地域移行加算 (利用中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)				
地域生活移行個別支援特別加算 (1日につき 670単位を加算)				
食事提供体制加算(Ⅰ) (1日につき 68単位を加算)				
夜間防災・緊急時支援体制加算	イ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ) (1日につき 12単位を加算) ロ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算)			
送迎加算 (片道につき 27単位を加算)				
看護職員配置加算(Ⅱ) (1日につき 13単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×23/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000×イの80/100)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×8/1000)				注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○就労移行支援サービス費

基本部分		注	注				
		地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労移行支援計画等が作成されていない場合	標準利用期間超過減算	就労定着実績がない場合 ※
イ 就労移行支援サービス費(Ⅰ)	(1)定員20人以下 (833単位) (2)定員21人以上40人以下 (742単位) (3)定員41人以上60人以下 (711単位) (4)定員61人以上80人以下 (667単位) (5)定員81人以上 (631単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	過去3年間の定着者が0の場合 ×85/100 過去4年間の定着者が0の場合 ×70/100
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)						
就労支援関係研修修了加算	(1日につき 11単位を加算)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)						
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)						
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1日回につき 94単位を加算)						
就労移行支援体制加算	(1) 定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき 41単位を加算) (2) 定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき 68単位を加算) (3) 定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき 102単位を加算) (4) 定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき 146単位を加算) (5) 定着率が4割5分以上の場合 (1日につき 209単位を加算)						
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)						
精神障害者退院支援施設加算	イ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅰ) (1日につき 180単位を加算) ロ 精神障害者退院支援施設加算(Ⅱ) (1日につき 115単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)						
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)						
移行準備支援体制加算	イ 移行準備支援体制加算(Ⅰ) (1日につき 41単位を加算) ロ 移行準備支援体制加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)						
送迎加算	(片道につき 27単位を加算)						
障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算	(1日につき 300単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×27/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×27/1000×イの80/100)						注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×28/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの80/100)
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×9/1000)						注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

※ 平成24年10月施行

○就労移行支援(養成)サービス費

基本部分		注 地方公共団体が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設の場合	注 利用者の数が利用定員を超える場合 又は 職業指導員若しくは生活支援員、就労支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 就労移行支援計画等が作成されていない場合 標準利用期間超過減算 就労定着実績がない場合 ※				
□ 就労移行支援サービス費(Ⅱ)	(1)定員20人以下 (518単位) (2)定員21人以上40人以下 (462単位) (3)定員41人以上60人以下 (432単位) (4)定員61人以上80人以下 (421単位) (5)定員81人以上 (407単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	×95/100	過去3年間の定着者が0の場合 ×85/100 過去4年間の定着者が0の場合 ×70/100
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)						
就労支援関係研修修了加算	(1日につき 11単位を加算)						
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)						
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)						
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)						
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1日につき 94単位を加算)						
就労移行支援体制加算	(1) 定着率が5分以上1割5分未満の場合 (1日につき 41単位を加算) (2) 定着率が1割5分以上2割5分未満の場合 (1日につき 68単位を加算) (3) 定着率が2割5分以上3割5分未満の場合 (1日につき 102単位を加算) (4) 定着率が3割5分以上4割5分未満の場合 (1日につき 146単位を加算) (5) 定着率が4割5分以上の場合 (1日につき 209単位を加算)						
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)						
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)						
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)						
移行準備支援体制加算(Ⅰ)	(1日につき 41単位を加算)						
送迎加算	(片道につき 27単位を加算)						
障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算	(1日につき 300単位を加算)						
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×27/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×27/1000×イの80/100)						注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×28/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの80/100)
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×9/1000)						注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

※ 平成24年10月施行

○就労継続支援A型サービス費

基本部分	
イ 就労継続支援A型サービス費 (I) (7.5:1)	(1)定員20人以下 (585単位)
	(2)定員21人以上40人以下 (522単位)
	(3)定員41人以上60人以下 (490単位)
	(4)定員61人以上80人以下 (481単位)
	(5)定員81人以上 (466単位)
ロ 就労継続支援A型サービス費 (II) (10:1)	(1)定員20人以下 (534単位)
	(2)定員21人以上40人以下 (477単位)
	(3)定員41人以上60人以下 (444単位)
	(4)定員61人以上80人以下 (435単位)
	(5)定員81人以上 (420単位)

注	注			
地方公共団体が設置する指定就労継続支援A型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援A型計画等が作成されていない場合	短時間利用者が一定以上の割合の場合 ※
×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 ×90/100 現員数の100分の80以上の場合 ×75/100

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I) ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	(1日につき 10単位を加算) (1日につき 6単位を加算)
-------------	---------------------------------------	-----------------------------------

※ 平成24年10月施行

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)
------------------	-----------------

重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(I) 障害基礎年金1級受給者/利用者が100分の50	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(1日につき 56単位を加算) (1日につき 50単位を加算) (1日につき 47単位を加算) (1日につき 46単位を加算) (1日につき 45単位を加算)
	ロ 重度者支援体制加算(II) 障害基礎年金1級受給者/利用者が100分の25	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(1日につき 28単位を加算) (1日につき 25単位を加算) (1日につき 24単位を加算) (1日につき 23単位を加算) (1日につき 22単位を加算)
	ハ 重度者支援体制加算(III) 特定旧法指定施設から移行した場合 障害基礎年金1級受給者/利用者が100分の5	(1)定員20人以下 (2)定員21人以上40人以下 (3)定員41人以上60人以下 (4)定員61人以上80人以下 (5)定員81人以上	(1日につき 14単位を加算) (1日につき 13単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 12単位を加算) (1日につき 11単位を加算)

初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)
------	----------------------------------

訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (2)1時間以上	(1回につき 187単位を加算) (1回につき 280単位を加算)
------------------	----------------------	--------------------------------------

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1日回につき 94単位を加算)
-----------------	------------------

就労移行支援体制加算	(1日につき 26単位を加算)
------------	-----------------

施設外就労加算	(1日につき 100単位を加算)
---------	------------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(I)	(1日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(II)	(1日につき 250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(III)	(1日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(IV)	(1日につき 100単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	------------------

食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)
----------	-----------------

送迎加算	(片道につき 27単位を加算)
------	-----------------

障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算	(1日につき 300単位を加算)
----------------------	------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×22/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×22/1000×イの90/100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×22/1000×イの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
 注3 指定障害者支援施設において行った場合
 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×28/1000)
 ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×28/1000×イの90/100)
 ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×28/1000×イの80/100)

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×7/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)

○就労継続支援B型サービス費

基本部分		注	注			
		地方公共団体が設置する指定就労継続支援B型事業所等の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	職業指導員若しくは生活支援員又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	就労継続支援B型計画等が作成されていない場合	
イ 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ) (7.5:1)	(1)定員20人以下 (585単位)	×965/1000	×70/100	×70/100	×95/100	
	(2)定員21人以上40人以下 (522単位)					
	(3)定員41人以上60人以下 (490単位)					
	(4)定員61人以上80人以下 (481単位)					
	(5)定員81人以上 (466単位)					
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) (10:1)	(1)定員20人以下 (534単位)					
	(2)定員21人以上40人以下 (477単位)					
	(3)定員41人以上60人以下 (444単位)					
	(4)定員61人以上80人以下 (435単位)					
	(5)定員81人以上 (420単位)					
ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費	(-)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)					
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	(1日につき 41単位を加算)					
重度者支援体制加算	イ 重度者支援体制加算(Ⅰ) <small>(障害基礎年金1級受給者/利用者 が100分の50)</small>	(1)定員20人以下 (1日につき 56単位を加算)				
		(2)定員21人以上40人以下 (1日につき 50単位を加算)				
		(3)定員41人以上60人以下 (1日につき 47単位を加算)				
		(4)定員61人以上80人以下 (1日につき 46単位を加算)				
		(5)定員81人以上 (1日につき 45単位を加算)				
	ロ 重度者支援体制加算(Ⅱ) <small>(障害基礎年金1級受給者/利用者 が100分の25)</small>	(1)定員20人以下 (1日につき 28単位を加算)				
		(2)定員21人以上40人以下 (1日につき 25単位を加算)				
		(3)定員41人以上60人以下 (1日につき 24単位を加算)				
		(4)定員61人以上80人以下 (1日につき 23単位を加算)				
		(5)定員81人以上 (1日につき 22単位を加算)				
	ハ 重度者支援体制加算(Ⅲ) <small>(特定障害指定施設から移行した場合 障害基礎年金1級受給者/利用者 が100分の5)</small>	(1)定員20人以下 (1日につき 14単位を加算)				
		(2)定員21人以上40人以下 (1日につき 13単位を加算)				
		(3)定員41人以上60人以下 (1日につき 12単位を加算)				
		(4)定員61人以上80人以下 (1日につき 12単位を加算)				
		(5)定員81人以上 (1日につき 11単位を加算)				
初期加算	(利用開始日から30日を限度として、1日につき 30単位を加算)					
訪問支援特別加算(月2回を限度)	(1)1時間未満 (1回につき 187単位を加算)					
	(2)1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
欠席時対応加算(月4回を限度)	(1日につき 94単位を加算)					
就労移行支援体制加算	(1日につき 13単位を加算)					
目標工賃達成加算	イ 目標工賃達成加算(Ⅰ) (1日につき 49単位を加算)					
	ロ 目標工賃達成加算(Ⅱ) (1日につき 22単位を加算)					
目標工賃達成指導員配置加算	(1)定員20人以下 (1日につき 81単位を加算)					
	(2)定員21人以上40人以下 (1日につき 72単位を加算)					
	(3)定員41人以上60人以下 (1日につき 67単位を加算)					
	(4)定員61人以上80人以下 (1日につき 66単位を加算)					
	(5)定員81人以上 (1日につき 64単位を加算)					
施設外就労加算	(1日につき 100単位を加算)					
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算)					
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算)					
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算)					
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)					
食事提供体制加算	(1日につき 42単位を加算)					
送迎加算	(片道につき 27単位を加算)					
障害福祉サービス事業の体験利用時支援加算	(1日につき 300単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×28/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×28/1000×イの80/100)				
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×21/1000×イの90/100)					
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×21/1000×イの80/100)					
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×7/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可 注3 指定障害者支援施設において行った場合 (1月につき +所定単位×9/1000)				

○共同生活援助サービス費

基本部分		注 大規模住居減算	注 世話人又はサービス管理責任者の員数が基準に満たない場合	注 共同生活援助計画が作成されていない場合
イ 共同生活援助サービス費(Ⅰ) (4:1)	(254単位)	入居定員が 8人以上 ×90/100 入居定員が 21人以上 ×87/100	×70/100	×95/100
ロ 共同生活援助サービス費(Ⅱ) (5:1)	(209単位)			
ハ 共同生活援助サービス費(Ⅲ) (6:1)	(179単位)			
ニ 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (10:1)	(119単位)			
ホ 共同生活援助サービス費(Ⅴ) (体験利用)	(284単位)			
ヘ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	(140単位)			
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき 7単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)			
夜間防災・緊急時支援体制加算	イ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ) (1)利用者4人以下 (1日につき25単位を加算) (2)利用者5人 (1日につき20単位を加算) (3)利用者6人 (1日につき16単位を加算) (4)利用者7人 (1日につき14単位を加算) (5)利用者8人以上30人以下 (1日につき12単位を加算) ロ 夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ) (1日につき10単位を加算)			
日中支援加算	(1日につき 270単位を加算)			
自立生活支援加算	(支援を行った日から180日を限度として、1日につき14単位を加算)			
入院時支援特別加算(月1回を限度)	イ 入院期間が3日以上7日未満 (1回につき 561単位を加算) ロ 入院期間が7日以上 (1回につき 1,122単位を加算)			
帰宅時支援加算(月1回を限度)	イ 外泊期間が3日以上7日未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 外泊期間が7日以上 (1回につき 374単位を加算)			
長期入院時支援特別加算	(1日につき 76単位を加算)			
長期帰宅時支援加算	(1日につき 25単位を加算)			
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 500単位を加算) ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 250単位を加算) ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 500単位を加算) ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 100単位を加算)			
地域生活移行個別支援特別加算	(1日につき 670単位を加算)			
通勤者生活支援加算	(1日につき 18単位を加算)			
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×69/1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×69/1000×イの90/100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×69/1000×イの80/100)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×23/1000)			注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○計画相談支援給付費

基本部分		注 居宅介護支援費 重複減算 I	注 居宅介護支援費 重複減算 II	注 介護予防支援費 重複減算	注 特別地域加算
イ サービス利用支援費	(1月につき1,600単位)	=-700単位	=-1,000単位	=-112単位	+15/100
ロ 継続サービス利用支援費	(1月につき1,300単位)	=-700単位	=-1,000単位	=-112単位	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)					
	(1回につき+150単位)				

○障害児相談支援給付費

基本部分	注 特別地域加算
イ 障害児支援利用援助費 (1月につき1,600単位)	+15/100
ロ 継続障害児支援利用援助費 (1月につき1,300単位)	
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度) (1回につき+150単位)	

○地域相談支援給付費(地域移行支援)

基本部分		注 特別地域加算
地域移行支援サービス費	(1月につき2,300単位)	+15/100
集中支援加算	(1月につき+500単位)	
退院・退所月加算	(1月につき+2,700単位)	
障害福祉サービス事業の体験利用加算	(1日につき+300単位)	
体験宿泊加算	<input checked="" type="checkbox"/> 体験宿泊加算(Ⅰ) (1日につき+300単位) <input type="checkbox"/> 体験宿泊加算(Ⅱ) (1日につき+700単位)	

○地域相談支援給付費(地域定着支援)

基本部分		注 特別地域加算
地域定着支援サービス費	イ 体制確保費 (1月につき300単位)	+15/100
	ロ 緊急時支援費 (1日につき700単位)	

○福祉型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		地方公共団体が設置する指定障害児入所施設の場合	利用者の数が利用定員を超える場合	入所支援計画が作成されない場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	職業指導員を配置している場合(1日につき)	重度障害児支援加算	重度重複障害児加算	強度行動障害児特別支援加算	幼児加算	心理担当職員を配置している場合(1日につき)	看護師を配置している場合(1日につき)	
イ 知的障害児の場合	(1)定員5人以上10人未満	当該施設が単独施設 (730単位)			+148単位	+49単位					+102単位	+141単位	
	(2)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (619単位) (二)当該施設が主たる施設 (1430単位) (三)当該施設が単独施設 (730単位)			+148単位	+148単位					+102単位	+141単位	
	(3)定員11人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (536単位)				+74単位	+73単位					+51単位	+70単位
		(二)当該施設が主たる施設 (940単位)					+49単位						
		(三)当該施設が単独施設 (730単位)					+49単位						
	(4)定員21人以上30人以下	(730単位)			+49単位	+49単位					+34単位	+47単位	
	(5)定員31人以上40人以下	(613単位)			+37単位	+39単位					+26単位	+38単位	
	(6)定員41人以上50人以下	(551単位)			+29単位	+29単位					+20単位	+28単位	
	(7)定員51人以上60人以下	(534単位)			+24単位	+26単位					+17単位	+25単位	
	(8)定員61人以上70人以下	(516単位)			+21単位	+23単位					+15単位	+23単位	
	(9)定員71人以上80人以下	(498単位)			+18単位	+20単位					+13単位	+20単位	
	(10)定員81人以上90人以下	(481単位)			+16単位	+17単位					+11単位	+17単位	
	(11)定員91人以上100人以下	(462単位)			+14単位	+14単位					+10単位	+14単位	
	(12)定員101人以上110人以下	(460単位)			+13単位	+13単位					+9単位	+13単位	
	(13)定員111人以上120人以下	(459単位)			+12単位	+12単位					+9単位	+13単位	
	(14)定員121人以上130人以下	(457単位)			+11単位	+11単位					+8単位	+11単位	
	(15)定員131人以上140人以下	(455単位)			+10単位	+10単位					+7単位	+10単位	
	(16)定員141人以上150人以下	(453単位)			+9単位	+9単位					+7単位	+9単位	
	(17)定員151人以上160人以下	(449単位)			+9単位	+9単位					+6単位	+9単位	
	(18)定員161人以上170人以下	(446単位)			+8単位	+9単位					+6単位	+8単位	
	(19)定員171人以上180人以下	(443単位)			+8単位	+8単位					+6単位	+7単位	
(20)定員181人以上190人以下	(440単位)			+7単位	+8単位					+5単位	+7単位		
(21)定員191人以上	(437単位)			+7単位	+8単位					+5単位	+6単位		
ロ 自閉症児の場合	(1)定員30人以下	(725単位)			+49単位	+49単位					+26単位		
	(2)定員31人以上40人以下	(668単位)			+37単位	+39単位					+26単位		
	(3)定員41人以上50人以下	(641単位)			+29単位	+29単位					+20単位		
	(4)定員51人以上60人以下	(616単位)			+24単位	+26単位					+17単位		
	(5)定員61人以上70人以下	(589単位)			+21単位	+23単位					+15単位		
	(6)定員71人以上	(562単位)			+18単位	+20単位					+13単位		
ハ 盲児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (882単位) (二)当該施設が単独施設 (669単位)			+148単位	+296単位					+102単位	+141単位	
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (601単位)			+148単位	+145単位					+102単位	+141単位	
		(二)当該施設が単独施設 (669単位)				+49単位							
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (601単位)				+148単位	+148単位				+102単位	+141単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (1422単位)					+49単位						
		(三)当該施設が単独施設 (669単位)					+49単位						
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (499単位)				+74単位	+98単位				+51単位	+70単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (1047単位)					+49単位						
		(三)当該施設が単独施設 (669単位)					+49単位						
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (457単位)				+74単位	+73単位				+51単位	+70単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (868単位)					+49単位						
		(三)当該施設が単独施設 (669単位)					+49単位						
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (427単位)				+49単位	+59単位				+34単位	+47単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (793単位)					+49単位						
		(三)当該施設が単独施設 (669単位)					+49単位						
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (398単位)				+49単位	+49単位				+34単位	+47単位		
	(二)当該施設が主たる施設 (669単位)					+49単位							
	(三)当該施設が単独施設 (669単位)					+49単位							
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (595単位)				+37単位	+39単位				+26単位	+38単位		
	(二)当該施設が単独施設 (595単位)					+39単位							
	(三)当該施設が単独施設 (595単位)					+39単位							
(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (550単位)				+37単位	+39単位				+26単位	+38単位		
	(二)当該施設が単独施設 (550単位)					+29単位							
	(三)当該施設が単独施設 (488単位)					+29単位							
(10)定員41人以上50人以下	(一)当該施設が主たる施設 (488単位)				+24単位	+26単位				+17単位	+25単位		
	(二)当該施設が単独施設 (474単位)					+26単位							
	(三)当該施設が単独施設 (474単位)					+26単位							
(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (459単位)				+21単位	+23単位				+15単位	+23単位		
	(二)当該施設が単独施設 (459単位)					+23単位							
	(三)当該施設が単独施設 (444単位)					+20単位							
(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (444単位)				+18単位	+20単位				+13単位	+20単位		
	(二)当該施設が単独施設 (444単位)					+20単位							
	(三)当該施設が単独施設 (429単位)					+17単位							
(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (429単位)				+16単位	+17単位				+11単位	+17単位		
	(二)当該施設が単独施設 (429単位)					+17単位							
	(三)当該施設が単独施設 (413単位)					+14単位							
(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (413単位)				+14単位	+14単位				+10単位	+14単位		
	(二)当該施設が単独施設 (413単位)					+14単位							
	(三)当該施設が単独施設 (413単位)					+14単位							
ニ ろうあ児の場合	(1)定員5人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (882単位) (二)当該施設が単独施設 (665単位)			+148単位	+296単位					+102単位	+141単位	
	(2)定員6人以上9人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (620単位)			+148単位	+148単位					+102単位	+141単位	
		(二)当該施設が単独施設 (665単位)				+49単位							
	(3)定員10人	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (620単位)				+148単位	+148単位				+102単位	+141単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (1412単位)					+49単位						
		(三)当該施設が単独施設 (665単位)					+49単位						
	(4)定員11人以上15人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (500単位)				+74単位	+98単位				+51単位	+70単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (1040単位)					+49単位						
		(三)当該施設が単独施設 (665単位)					+49単位						
	(5)定員16人以上20人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (460単位)				+74単位	+73単位				+51単位	+70単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (866単位)					+49単位						
		(三)当該施設が単独施設 (665単位)					+49単位						
	(6)定員21人以上25人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (424単位)				+49単位	+59単位				+34単位	+47単位	
		(二)当該施設が主たる施設 (748単位)					+49単位						
		(三)当該施設が単独施設 (665単位)					+49単位						
(7)定員26人以上30人以下	(一)当該施設に併設する施設が主たる施設 (401単位)				+49単位	+49単位				+34単位	+47単位		
	(二)当該施設が主たる施設 (665単位)					+49単位							
	(三)当該施設が単独施設 (665単位)					+49単位							
(8)定員31人以上35人以下	(一)当該施設が主たる施設 (592単位)				+37単位	+39単位				+26単位	+38単位		
	(二)当該施設が単独施設 (592単位)					+39単位							
	(三)当該施設が単独施設 (547単位)					+39単位							
(9)定員36人以上40人以下	(一)当該施設が主たる施設 (547単位)				+37単位	+39単位				+26単位	+38単位		
	(二)当該施設が単独施設 (547単位)					+29単位							
	(三)当該施設が単独施設 (485単位)					+29単位							
(11)定員51人以上60人以下	(一)当該施設が主たる施設 (471単位)				+24単位	+26単位				+17単位	+25単位		
	(二)当該施設が単独施設 (471単位)					+26単位							
	(三)当該施設が単独施設 (457単位)					+23単位							
(12)定員61人以上70人以下	(一)当該施設が主たる施設 (457単位)				+21単位	+23単位				+15単位	+23単位		
	(二)当該施設が単独施設 (457単位)					+23単位							
	(三)当該施設が単独施設 (442単位)					+20単位							
(13)定員71人以上80人以下	(一)当該施設が主たる施設 (442単位)				+18単位	+20単位				+13単位	+20単位		
	(二)当該施設が単独施設 (442単位)					+20単位							
	(三)当該施設が単独施設 (427単位)					+17単位							
(14)定員81人以上90人以下	(一)当該施設が主たる施設 (427単位)				+16単位	+17単位				+11単位	+17単位		
	(二)当該施設が単独施設 (427単位)					+17単位							
	(三)当該施設が単独施設 (412単位)					+14単位							
(15)定員91人以上	(一)当該施設が主たる施設 (412単位)				+14単位	+14単位				+10単位	+14単位		
	(二)当該施設が単独施設 (412単位)					+14単位							
	(三)当該施設が単独施設 (412単位)					+14単位							
ホ 肢体不自由児の場合	(1)定員50人以下	(705単位)			+29単位						+20単位		
	(2)定員51人以上60人以下	(696単位)			+24単位						+17単位		
	(3)定員61人以上70人以下	(684単位)			+21単位						+15単位		
	(4)定員71人以上	(671単位)			+18単位						+13単位		

入院・外泊時加算	イ 入院・外泊時加算(Ⅰ)	(1)定員60人以下 (320単位)	×965/1000	入院・外泊時加算(Ⅰ)については8日を限度、入院・外泊時加算(Ⅱ)については8を超えた日から82日を限度として所定単位数に代えて1日につき、左記のとりの単位を算定
		(2)定員61人以上90人以下 (288単位)		
		(3)定員91人以上 (252単位)		
	ロ 入院・外泊時加算(Ⅱ)	(1)定員60人以下 (191単位)		
		(2)定員61人以上90人以下 (172単位)		
		(3)定員91人以上 (150単位)		

自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算)
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ)	(当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)

入院時特別支援加算(月1回を限度)	イ 8日を超える入院期間が4日未満	(1回につき 561単位を加算)
	ロ 8日を超える入院期間が4日以上	(1回につき 1,122単位を加算)

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	(1日につき7単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)	(1日につき4単位を加算)

地域移行加算	(入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)
--------	------------------------------

栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 27単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 22単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 18単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 15単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 13単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき 12単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき 11単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき 9単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき 5単位を加算)
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 15単位を加算)
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 12単位を加算)
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 10単位を加算)
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 8単位を加算)
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 7単位を加算)
		(6)定員81人以上90人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(7)定員91人以上100人以下 (1日につき 6単位を加算)
		(8)定員101人以上110人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(9)定員111人以上120人以下 (1日につき 5単位を加算)
		(10)定員121人以上130人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(11)定員131人以上140人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(12)定員141人以上150人以下 (1日につき 4単位を加算)
		(13)定員151人以上160人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(14)定員161人以上170人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(15)定員171人以上180人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(16)定員181人以上190人以下 (1日につき 3単位を加算)
		(17)定員191人以上 (1日につき 3単位を加算)

栄養マネジメント加算	(1日につき10単位を加算)
------------	----------------

小規模グループケア加算	(1日につき 240単位を加算)
-------------	------------------

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×25/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×25/1000×イの90/100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×25/1000×イの80/100)

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×8/1000)
-----------------	----------------------

注1 所定単位数は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○医療型障害児入所施設給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注
医療型障害児入所施設で行う場合		× 965/1000	× 70/100	× 95/100	イ 自閉症児の場合 (318単位)	+24単位	1日につき +111単位
ロ 肢体不自由児の場合 (146単位)					+24単位	1日につき +70単位	
ハ 重症心身障害児の場合 (867単位)					+24単位		
指定医療機関で行う場合							
イ 肢体不自由児の場合 (122単位)						ハ 重度障害児支援加算(Ⅲ) 1日につき +198単位	1日につき +70単位
ロ 重症心身障害児の場合 (867単位)							
自活訓練加算	イ 自活訓練加算(Ⅰ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 337単位を加算)						
	ロ 自活訓練加算(Ⅱ) (当該障害児1人につき180日を限度として 1日につき 448単位を加算)						
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき7単位を加算)						
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき4単位を加算)						
地域移行加算 (入所中1回、退所後1回を限度として、500単位を加算)							
小規模グループケア加算 (1日につき 240単位を加算)							
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×14/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可					
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×14/1000×イの90/100)						
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×14/1000×イの80/100)						
福祉・介護職員処遇改善特別加算 (1月につき +所定単位×5/1000)		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可					

○児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		地方公共団体が設置する場合	利用者の数が利用定員を超える場合	指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合(1日につき)	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	指導員又は保育士の員数が経過措置の基準で少年に支援した場合	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	人工内耳装用児支援加算(1日あたり)	指導員加配加算	
児童発達支援センターで行う場合	イ 障害児(難聴児、重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員30人以下 (965単位)	× 965/1000	× 70/100	-274単位	× 95/100	× 80/100	-274単位	+68単位			
		(2) 定員31人以上40人以下 (906単位)							+51単位			
		(3) 定員41人以上50人以下 (848単位)							+41単位			
		(4) 定員51人以上60人以下 (791単位)							+34単位			
		(5) 定員61人以上70人以下 (770単位)							+29単位			
		(6) 定員71人以上80人以下 (750単位)							+25単位			
		(7) 定員81人以上 (729単位)							+22単位			
	ロ 難聴児の場合	(1) 定員20人以下 (1206単位)							+102単位			+603単位
		(2) 定員21人以上30人以下 (1061単位)							+68単位			+531単位
		(3) 定員31人以上40人以下 (976単位)							+51単位			+488単位
	ハ 重症心身障害児の場合	(1) 定員15人以下 (1138単位)							+41単位			+445単位
		(2) 定員16人以上20人以下 (863単位)							+102単位			
(3) 定員21人以上 (789単位)		+68単位										
児童発達支援センター以外で行う場合	ニ 障害児(重症心身障害児を除く)の場合	(1) 定員10人以下 (616単位)	× 70/100						+205単位		+193単位	
		(2) 定員11人以上20人以下 (451単位)							+102単位		+129単位	
		(3) 定員21人以上 (363単位)							+68単位		+77単位	
	ホ 重症心身障害児の場合	(1) 定員5人 (1587単位)							+410単位			
		(2) 定員6人以上10人以下 (813単位)							+205単位			
		(3) 定員11人以上 (689単位)							+102単位			
家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)											
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)											
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算)											
	ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)											
食事提供加算	イ 食事提供加算(Ⅰ) (1日につき 42単位を加算)											
	ロ 食事提供加算(Ⅱ) (1日につき 58単位を加算)											
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)		(1回につき 150単位を加算)										
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ) (1日につき10単位を加算)											
	ロ 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ) (1日につき6単位を加算)											
栄養士配置加算	イ 栄養士配置加算(Ⅰ)	(1)定員40人以下 (1日につき 37単位を加算)										
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 30単位を加算)										
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 25単位を加算)										
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 21単位を加算)										
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 19単位を加算)										
		(6)定員81人以上 (1日につき 16単位を加算)										
	ロ 栄養士配置加算(Ⅱ)	(1)定員40人以下 (1日につき 20単位を加算)										
		(2)定員41人以上50人以下 (1日につき 16単位を加算)										
		(3)定員51人以上60人以下 (1日につき 13単位を加算)										
		(4)定員61人以上70人以下 (1日につき 11単位を加算)										
		(5)定員71人以上80人以下 (1日につき 10単位を加算)										
		(6)定員81人以上 (1日につき 9単位を加算)										
欠席時対応加算(月4回を限度)		(1日につき 94単位を加算)										
特別支援加算		(1日につき 25単位を加算)										
医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(Ⅰ) (1回につき 500単位を加算)											
	ロ 医療連携体制加算(Ⅱ) (1回につき 250単位を加算)											
	ハ 医療連携体制加算(Ⅲ) (1回につき 500単位を加算)											
	ニ 医療連携体制加算(Ⅳ) (1回につき 100単位を加算)											
送迎加算		(片道につき 54単位を加算)										
延長支援加算	イ 1時間未満 (1日につき 61単位を加算)											
	ロ 1時間以上2時間未満 (1日につき 92単位を加算)											
	ハ 2時間以上 (1日につき 123単位を加算)											
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000)											
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×31/1000×イの90/100)											
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×31/1000×イの80/100)											
福祉・介護職員処遇改善特別加算		(1月につき +所定単位×10/1000)										

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○医療型児童発達支援給付費

基本部分		注	注	注	注	注
医療型児童発達支援センターで行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (329単位) ロ 重症心身障害児の場合 (440単位)	× 965/1000	× 70/100	× 95/100	× 80/100	+51単位 +51単位
指定医療機関で行う場合	イ 肢体不自由児の場合 (329単位) ロ 重症心身障害児の場合 (440単位)					
家庭連携加算 (月4回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
訪問支援特別加算 (月2回を限度)	イ 1時間未満 (1回につき 187単位を加算) ロ 1時間以上 (1回につき 280単位を加算)					
食事提供加算	イ 食事提供加算 (I) (1日につき 42単位を加算) ロ 食事提供加算 (II) (1日につき 58単位を加算)					
利用者負担上限額管理加算 (月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)					
福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算 (I) (1日につき10単位を加算) ロ 福祉専門職員配置等加算 (II) (1日につき6単位を加算)					
欠席時対応加算 (月4回を限度)	(1日につき 94単位を加算)					
特別支援加算	(1日につき 25単位を加算)					
延長支援加算	イ 1時間未満 (1日につき 61単位を加算) ロ 1時間以上2時間未満 (1日につき 92単位を加算) ハ 2時間以上 (1日につき 123単位を加算)					
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき + 所定単位 × 59 / 1000) ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき + 所定単位 × 59 / 1000 × イの90 / 100) ハ 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき + 所定単位 × 59 / 1000 × イの80 / 100)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき + 所定単位 × 20 / 1000)					注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○放課後等デイサービス給付費

基本部分		
イ(1) 障害児(重症心身障害児を除く)に授業終了後に行う場合	(一)定員10人以下	(478単位)
	(二)定員11人以上20人以下	(359単位)
	(三)定員21人以上	(278単位)
イ(2) 障害児(重症心身障害児を除く)に休業日に行う場合	(一)定員10人以下	(616単位)
	(二)定員11人以上20人以下	(451単位)
	(三)定員21人以上	(363単位)
ロ(1) 重症心身障害児に授業終了後に行う場合	(一)定員5人	(1309単位)
	(二)定員6人以上10人以下	(670単位)
	(三)定員11人以上	(568単位)
ロ(2) 重症心身障害児に休業日に行う場合	(一)定員5人	(1587単位)
	(二)定員6人以上10人以下	(813単位)
	(三)定員11人以上	(689単位)

注					
利用者の数が利用定員を超える場合	又は 指導員又は保育士の員数が基準に満たない場合(1日につき)	通所支援計画が作成されない場合	開所時間減算	児童発達支援管理責任者専任加算(1日につき)	指導員加配加算(1日につき)
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 80 / 100	+205単位	+193単位
				+102単位	+129単位
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 80 / 100	+68単位	+77単位
				+205単位	+193単位
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 80 / 100	+102単位	+129単位
				+68単位	+77単位
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 80 / 100	+410単位	+410単位
				+205単位	+205単位
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 80 / 100	+102単位	+102単位
				+410単位	+410単位
× 70 / 100	× 70 / 100	× 95 / 100	× 80 / 100	+205単位	+205単位
				+102単位	+102単位

家庭連携加算(月4回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)
訪問支援特別加算(月2回を限度)	イ 1時間未満	(1回につき187単位を加算)
	ロ 1時間以上	(1回につき280単位を加算)

利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき 150単位を加算)
----------------------	------------------

福祉専門職員配置等加算	イ 福祉専門職員配置等加算(I)	(1日につき10単位を加算)
	ロ 福祉専門職員配置等加算(II)	(1日につき6単位を加算)

欠席時対応加算(月4回を限度)	(1回につき 94単位を加算)
-----------------	-----------------

特別支援加算	(1日につき 25単位を加算)
--------	-----------------

医療連携体制加算	イ 医療連携体制加算(I)	(1回日につき 500単位を加算)
	ロ 医療連携体制加算(II)	(1回日につき 250単位を加算)
	ハ 医療連携体制加算(III)	(1回日につき 500単位を加算)
	ニ 医療連携体制加算(IV)	(1回日につき 100単位を加算)

送迎加算	(片道につき 54単位を加算)
------	-----------------

延長支援加算	イ 1時間未満	(1回日につき 61単位を加算)
	ロ 1時間以上2時間未満	(1回日につき 92単位を加算)
	ハ 2時間以上	(1回日につき 123単位を加算)

福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×33/1000)
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×33/1000×イの90/100)
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×33/1000×イの80/100)

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可

福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×11/1000)
-----------------	-----------------------

注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計
 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可

○保育所等訪問支援給付費

基本部分		注 通所支援計画が作成されない場合	注 一人の訪問支援員が複数の障害児に支援した場合	注 児童発達支援管理責任者専任加算 (1日につき)
保育所等訪問支援給付費	(906単位)	× 95/100	× 93/100	+68単位
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)				
(1回につき150単位を加算)				
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することとし、併給不可		
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)			
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)			
	(1月につき + 所定単位 × 32/1000) (1月につき + 所定単位 × 32/1000 × イの90/100) (1月につき + 所定単位 × 32/1000 × イの80/100)			
福祉・介護職員処遇改善特別加算		注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することとし、併給不可		
(1月につき + 所定単位 × 11/1000)				